

特別養護老人ホーム けやき荘 利用料金のめやす（1割負担） 令和6年4月～

介護度	利用者負担段階	介護保険1割負担	加算（1日）										科学的介護推進体制加算	1割負担加算合計	食費（1日）	居住費（1日）	合計	
			日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算ⅠⅠ	看護体制加算ⅡⅠ	精神科医師定期的療養指導加算	栄養マネジメント強化加算	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	1日					30日	
要介護1	第1段階	670円	46円	6円	13円	5円	11円	27円	69円	22円	13円	50円	932円	300円	820円	2,052円	59,937円	
	第2段階													390円	820円	2,142円	62,637円	
	第3段階①													650円	1,310円	2,892円	85,137円	
	第3段階②													1,360円	1,310円	3,602円	106,437円	
	第4段階													1,445円	2,006円	4,383円	129,867円	
要介護2	第1段階	740円	46円	6円	13円	5円	11円	27円	75円	24円	14円	50円	1,011円	300円	820円	2,131円	62,302円	
	第2段階													390円	820円	2,221円	65,002円	
	第3段階①													650円	1,310円	2,971円	87,502円	
	第3段階②													1,360円	1,310円	3,681円	108,802円	
	第4段階													1,445円	2,006円	4,462円	132,232円	
要介護3	第1段階	815円	46円	6円	13円	5円	11円	27円	81円	26円	16円	50円	1,096円	300円	820円	2,216円	64,835円	
	第2段階													390円	820円	2,306円	67,535円	
	第3段階①													650円	1,310円	3,056円	90,035円	
	第3段階②													1,360円	1,310円	3,766円	111,335円	
	第4段階													1,445円	2,006円	4,547円	134,765円	
要介護4	第1段階	886円	46円	6円	13円	5円	11円	27円	87円	28円	17円	50円	1,176円	300円	820円	2,296円	67,233円	
	第2段階													390円	820円	2,386円	69,933円	
	第3段階①													650円	1,310円	3,136円	92,433円	
	第3段階②													1,360円	1,310円	3,846円	113,733円	
	第4段階													1,445円	2,006円	4,627円	137,163円	
要介護5	第1段階	955円	46円	6円	13円	5円	11円	27円	92円	30円	18円	50円	1,253円	300円	820円	2,373円	69,564円	
	第2段階													390円	820円	2,463円	72,264円	
	第3段階①													650円	1,310円	3,213円	94,764円	
	第3段階②													1,360円	1,310円	3,923円	116,064円	
	第4段階													1,445円	2,006円	4,704円	139,494円	

◇食費・居住費の負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分（世帯全員）	対象者	
第1段階	住民税非課税	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	預貯金等が単身で1,000万円、 夫婦で2,000万円以下
第2段階	住民税非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下等	預貯金等が単身で650万円、 夫婦で1,650万円以下
第3段階①	住民税非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万以下	預貯金等が単身で550万円、 夫婦で1,550万円以下
第3段階②	住民税非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円超	預貯金等が単身で500万円、 夫婦で1,500万円以下
第4段階	住民税 課税	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に課税者がいる者 市町村民税本人課税者 	